

令和8年度夏休みに合わせたつばきバス小児運賃割引について

令和8年6月8日

(府中町公共交通協議会バス分科会(運賃協議会))

1 背景・経緯

府中町内の路線バスを取り巻く状況は、全国と同様に、人口減少による移動需要の縮小やそれに伴う収支悪化、運転手等の人手不足等の課題により厳しさを増している。こうした状況の中、将来にわたり、公共交通ネットワークを維持・確保していくため、利用需要を増やしていく必要があることから、夏休みに合わせ、小児運賃割引を行うことにより公共交通に親しみを持ってもらい需要喚起に繋げるもの。

なお、本施策は県が呼び掛けを行い、県全域を対象とした公共交通利用促進策として実施するものである。

2 協議体系

令和5年10月の道路運送法改正に伴い、協議運賃については独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないように、構成員を限定した組織を別に組織し協議することとなった。

「府中町公共交通協議会バス分科会設置規程」に基づき、大東会長が指名する次の4名にてバス分科会(運賃協議会)を組織し、つばきバスの運賃について協議する。

所 属	氏 名	道路運送法第9条第4項の定義
府中町建設部	磯 亀 智	一 市町村又は都道府県
広島電鉄株式会社	福本 将平	二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
府中町商工会	竹中 鉦一郎	四 市町村の長(又は知事)が住民の意見を代表する者として指名する者
国土交通省中国運輸局	藤本 陽	三 地方運輸局長

3 提案事項

本取組の実施に当たり、運賃協議会の協議を経て設定している協議運賃について変更の承認をお諮りするもの。

※実施運賃を設定している路線については、運行する事業者による運輸局への手続き(事前届出)により対応。

【一般乗合旅客自動車運送事業で設定できる運賃】

実施運賃	上限運賃の範囲内で設定
協議運賃	運賃協議会において設定

4 運賃等の概要

(1) 対象路線及び運行事業者

つばきバス(運行事業者:広島電鉄株)

(2) 運賃

小学生運賃を、現行の80円から50円に変更する。

種類	現行	変更後	備考
大人	150円	変更なし	
小学生	80円	50円	
障害者	80円	変更なし	
障害者の介護者	80円	変更なし	
障害のある小学生	40円	変更なし	
小学生未満	無料	変更なし	

(3) 割引運賃の適用方法

- ・ 利用者は、県が実施する夏休み自由研究プログラム「乗りエンターリング」※のパンフレットの一部を切り取り、優待券として携行
- ・ 利用者は、路線バスを降車する際に、切り取った優待券を乗務員に提示することにより上記割引運賃の適用を受ける

※ 県内全ての小学校経由で全小学生にパンフレットを配付

(4) 割引運賃の適用期間

令和8年7月18日（土）から8月31日（月）まで

5 住民、その他利害関係者の意見反映措置

道路運送法第9条第5項において、運賃の協議を行う場合には、公聴会の開催等により住民、利用者、利害関係者等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされていることから、次の方法により意見を収集した。

(1) 住民、利用者の意見

web 調査会社によるモニターアンケート及び広島県ホームページによる自由意見募集により意見を募集した。詳細は別紙1のとおり。

(2) 利害関係者等の意見

- ・ 広島県から、広島県タクシー協会に意見聴取を実施。
- ・ 県全域の公共交通利用を喚起し、利用需要を創出する取組であること、タクシーとバスは利用者の属性や利用場面の棲み分けができていることの2点から、取組に対する異論はない。
- ・ 家族での外出の際、バス路線やダイヤが十分に存在していない地域において、ドアツードア+利用者の行動に合わせた迎車など、タクシーの強みが生きる場面も想定されることから、利用者におかれては、路線バスとタクシーそれぞれの強みを組み合わせご利用いただきたい。

令和 8 年度夏休み小学生運賃（特別割引）に関する意見募集の結果について

令和 8 年 5 月
広島県公共交通政策課

1 意見募集の方法及び実施期間

調査方法		①web 調査会社によるモニターアンケート	②広島県ホームページによる自由意見募集
調査期間		令和 8 年 5 月 21 日（木） ～ 5 月 25 日（月）	令和 8 年 5 月 18 日（月） ～ 5 月 28 日（木）
調査対象		県内在住かつ小学生のお子さんがいる方	不問
調査内容	共通	居住地域、小学生のお子さん有無 ※年代はモニター登録時に申告済	居住地域、年代、小学生のお子さん有無
	個別	普段のバス利用状況、本取組に関する 評価等 8 問 + 自由意見	自由意見

※県全域に関係するため、効率化の観点から県で一元化して意見募集を実施。関係市町 HP においてもリンクを紹介し広く意見を募集。

2 意見募集の根拠規定

道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 9 条第 5 項

道路運送法（抄）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者（以下「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）は、旅客の運賃及び料金（旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める運賃及び料金を除く。以下この条、第三十一条第二号、第八十八条の二第一号及び第四号並びに第八十九条第一項第一号において「運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三 当該路線等を管轄する地方運輸局長

四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 意見件数

延べ 605 件

web 調査によるアンケート回答：575 件（うち自由意見まで回答：257 件）

広島県ホームページによる自由意見回答：30 件

4 意見の内容及び意見に対する県の考え方等

(1) 令和8年度夏休み小児運賃（特別割引）に対する取組全体としての賛否

区分	県全域 (n=575)	西部圏域 (n=428)	東部圏域 (n=133)	北部圏域 (n=14)
良いと思う（良いと思う、やや良いと思う）	67%	69%	64%	50%
どちらともいえない	25%	23%	29%	43%
良いと思わない（良いと思わない、やや良いと思わない）	8%	8%	7%	7%

西部圏域：広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町
 東部圏域：三原市、尾道市、福山市、府中市、神石高原町
 北部圏域：三次市、庄原市

※その他、対象者、運賃額、取組期間など個別の内容に対する賛否の割合は別紙 1-1 のとおり

(2) 自由意見

ア 取組全体に対して

意見の内容	県の考え方等
【肯定的な意見】 - 子どもの頃に色々な所へ行き、普段接しない人と触れ、興味のあるものを実際に見ることは、成長において大変必要なことであり、有意義なことだと思う。広島県の良いところを実体験し、成長した時に、誇りを持って広島県の人間として県をPRして欲しいし、新たな魅力を発見して、逆に私たち大人に教えてほしい。 - 普段バスなどの公共交通機関に乗り慣れていない小学生に対して、バスに乗る方法（運賃の支払い方）や、マナーなどを体験できるよい機会だと思う。 - 子ども単独や親子でのバス路線の利用につながり、地域公共交通の発展のために非常に良い取組であると考え。しかしながら、バス路線によっては本数が僅少であり、利用しづらい路線があることも事実である。この取組を通じ、大人及び小人の利用者数の増減を把握するとともに、利用しやすい本数の見直しも今後行う必要があると考える。 （同様の意見他 80 件）	- 本取組は、交通サービスの供給側（運行を行う交通事業者及び交通ネットワークの維持確保に係る経費の支援を行う行政）、需要側（交通サービスを利用し目的地まで移動する県民等）それぞれの視点から、取組の意義を設定し、県内の交通事業者や市町との調整を経て、今夏、試行的に取り組むこととしたものです。 - 需要側の視点では、夏休みという貴重な機会に、お子さんが社会の仕組みに触れるきっかけとなるほか、学校で学んだことを実際のまちの中で再確認し、新たな発見や探求を通じて、自身の学びを深める一助としていただきたいという思いから実施に至ったものです。 - 供給側の視点では、上記の考え方が共感され、普段からバスを利用されない方が、利用に転じていけば、短期的には夏休みの公共交通利用者が増加し、中長期的には小さいころから公共交通に慣れ親しんでいただくことを通じて、将来の利用者につながると考え、試行的に取り組むものです。 - 地域の公共交通は、人口減少や自動車の普及による利用者の落ち込みに加え、ライフスタイルの変化の影響もあり、大変厳しい状況に置かれていることから、こうした潜在需要の掘り起こしを通じて利用者の確保につながるとともに、取組効果を検証し、今後に生かしてまいります。

意見の内容	県の考え方等
【否定的な意見】 - 小学生のみ優遇する理由が不明。中学生や高校生など全学生や、保護者や同伴者などの大人も対象とすべき。 - 電車の運賃も対象にしてほしい。なぜ、バスだけなのか。 - 物価が高騰し、運賃も値上がりしたりしている中、50 円というのは安すぎると思う。結局他のところでしわ寄せがくるのではないか。この企画自体無くても良い、またはもっと料金を取るべきだと思う。 - そもそもバスの利用が少ない地域や便が少ない地域では難しい。 (同様の意見他 20 件)	- 夏休みという貴重な機会に、お子さんが社会の仕組みに触れるきっかけとなるほか、学校で学んだことを実際のまちの中で再確認し、新たな発見や探求を通じて、自身の学びを深める一助としていただきたいという思いから実施に至ったもので、今回は小学生を対象としました。 - 他の交通機関においても、利用促進に関する独自の取組が既にあるまたは新たに企画をされており、こうした取組を県が束ねて紹介をする予定としております。 - 小学生の社会教育（バスの調べ方・乗り方・払い方）も兼ねて実施するもので、他県事例も参考に、ワンコインでかつ気軽に乗ることができる価格設定として 50 円としたものです。
【どちらともいえない】 - 取組実施に係る正規運賃との差額に対して県の補填が無い点についてなぜこのような制度設計をしたのか説明する責任があると考え。事業者負担のリスクや混雑時の対応、通常利用者への負担転嫁、制度効果検証などについて、誰が、何の法的根拠で、なぜ差額補填もせずに、この制度を主導したのかについて説明する責任があると考え。 - MOBIRYDAYS を今回の子ども 50 円の企画の対象として検討されていることも理解ができない。子ども 50 円というこの企画そのものは素晴らしいと思うが、子どもが入手しにくい MOBIRYDAYS での利用を前提としているのか。よく乗客・県民の立場になって考えてほしい。 - パスポート 1 枚で乗り換え自由、バス以外の交通機関も利用できるなど。家族で様々なところへ行ってみようかなという気分になる。 (同様の意見 64 件)	- 本取組は、普段からバスを利用されない方が、利用に転じていけば、短期的には夏休みの公共交通利用者が増加し、中長期的には小さいころから公共交通に慣れ親しんでいただくことを通じて、将来の利用者につながると考え、試行的に取り組むもので、県内全域の路線バス事業者へ提案し、多くの事業者の賛同を得たことから事業化に至ったものです。 - 本取組は、社会教育としての側面も有しており、現金での決済とする予定です。 - 今夏の取組を通じて得られた利用者の声を、交通事業者や市町とも共有し、今後の施策立案の参考にします。

イ 個別の内容に対して

(ア) 対象者を小学生を対象とすることについて

意見の内容	県の考え方等
- 対象者を中学生まで拡大してほしい。中学生は運賃が大人運賃となるが、バスを利用する機会も多く、このような取組があると大変助かると考える。 - 親子割なども検討して欲しい。家族全員で行こうとしたら結局高くなるから。 今、学校では子供だけで学区外に出るのを禁止している。 (同様の意見他 48 件)	- 夏休みという貴重な機会に、お子さんが社会の仕組みに触れるきっかけとなるほか、学校で学んだことを実際のまちの中で再確認し、新たな発見や探求を通じて、自身の学びを深める一助としていただきたいという思いから実施に至ったもので、今回は小学生を対象としました。 - 今夏の取組を通じて得られた利用者の声を、交通事業者や市町とも共有し、今後の施策立案の参考にします。 - 小学生単独による小学校区外への移動について推奨されていないことは承知しております。本取組においても、小学生単独による小学校区外への移動を促進するものではなく、学区外への移動に当たっては、保護者同伴のもとでお出かけを呼びかけます。

(イ) 小学生運賃額を 50 円とすることについて

意見の内容	県の考え方等
50 円の積算根拠がよく分からない。 - 小学生以下の子を 2 人連れていたら運賃が発生する。運賃の支払い方法が分かりにくいいため、50 円だから乗ろうとはならないかもしれない。夏休みだけでも無料とするのはどうか。 (同様の意見他 24 件)	小学生の社会教育（バスの調べ方・乗り方・払い方）も兼ねて実施するもので、他県事例も参考に、ワンコインでかつ気軽に乗ることができる価格設定として 50 円としたものです。

(ウ) 実施期間を夏休みとすることについて

意見の内容	県の考え方等
- 子育て世代だけでは不公平との声もありますが、実際に物価高が食費や電気ガス代などで家計を圧迫しておりこのような対応はありがたい。一度だけではなく継続出来るよう検討されたい。 - 長期休みだけでなく、普段の土日も取組があれば、バス利用が増えそうな気がする。 - 大型連休や冬・春休みの時にも実施して欲しい。 (同様の意見他 9 件)	- バス事業者と行政の共創事業として、公共交通の利用促進の一環として、今年度の夏休みに試行的に実施することとしたものです。 - 夏休み終了後、小学生及び大人（保護者・同伴者）の利用者数がどれだけ伸びたかについて、過去の同時期と比較するなど検証を行う予定としております。

(エ) 対象交通機関を路線バスとすることについて

意見の内容	県の考え方等
- 路面電車、アストラムラインなど他の交通機関においても同様の取組を実施してほしい。 - 直行の観光バスが親子で安くなれば乗る可能性はある。 - 高速バスも 50 円とは言わないが、夏休み割引などがあれば電車に変わって利用しようと思う。 (同様の意見他 4 件)	他の交通機関においても、利用促進に関する独自の取組が既にあるまたは新たに企画をされており、こうした取組を県が束ねて紹介をする予定としております。

(エ) 現金、交通系 IC 等、運賃決済方法について

意見の内容	県の考え方等
- ICOCA を使用しており、子どもがこの割引を運転手に伝えて割り引いてもらえるか不安を感じる。 - 現金以外も対応可能にしてほしい。 - 子供だけで乗る練習もしたことがないので、良い機会になる。50 円で乗れるのは魅力的だが、紙を見せて乗るというのは子供がぼろぼろにしそうだなと思った。配布は学校の負担も増えるので、全部一律で 50 円にするよりは、希望者が 500 円で夏休み期間乗り放題乗車券を買うといった方法が良いと思った。翌年も更新して使用できるカードというアイデアもあると思う。50 円企画というものをこのアンケートで初めて知りましたが、バスに馴染みが出るし本当に良いと思う。 (同様の意見他 11 件)	- 小学生の社会教育（バスの調べ方・乗り方・払い方）も兼ねて実施するもので、他県事例も参考に、現金での決済とする予定です。 - 提示用優待券の管理に当たっては、保護者も関与して適切に取り扱っていただきますようお願いします。

※ 頂いた御意見のうち、内容について原文を一部要約又は分割し、整理して掲載しています。

なお、具体的に内容を判断できなかったもの、県の業務対象外のものに対する意見については、掲載していません。

夏休みの小学生をターゲットとした公共交通利用促進策の概要

公共交通の持続可能性を高めるため、短期的には夏休みの親子での外出促進による公共交通利用者増加を狙うとともに、中長期的には小さいころから公共交通の調べ方・乗り方・決済の仕方などに慣れ親しんでいただくことを通じて、将来利用してもらえるよう実施するもの。2つの手法を組み合わせる今夏県全域で実施

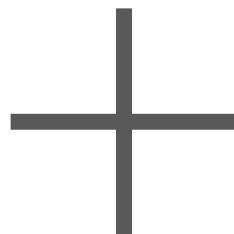
利用目的創出

【実施主体】 広島県
【事業協力】 県内市町、広島県・市町教育委員会等

小学生を対象とした 夏休み自由研究プログラム (全小学校を通じて配付)

公共交通を利用して、県内の様々なスポットを訪れ、行く先々に用意されたミッション（謎解きクイズ等）に挑戦

獲得ミッション数＋体験記を自由研究課題として夏休み終了後提出（表彰あり）



利用しやすい環境整備

【実施主体】 （一社）バス協調・共創プラットフォームひろしま、各交通事業者等（行政直営を含む）
【路線バス制度設計】 （一社）バス協調・共創プラットフォームひろしま
【広域調整】 広島県
【事業協力】 県内市町

夏休み限定の
小児運賃特別割引
(小児限定優待)

小児運賃を期間限定で
割引くことにより
親子でのお出かけを促進し、
全体としての利用増を図る

※各業界の実情を踏まえて
企画設計

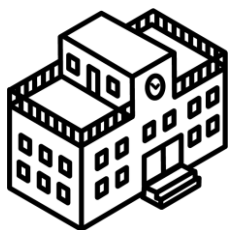
路線
バス

旅客船

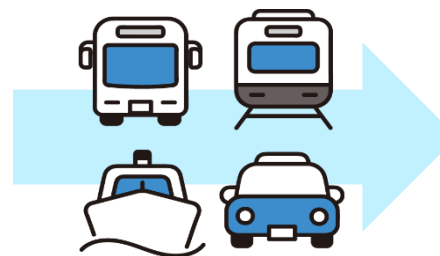
鉄軌道

公共交通を取り入れた夏休み自由研究「乗りエンターリング」の概要

- 公共交通を利用して、県内の様々なスポットを訪れ、行く先々に用意されたミッション（謎解きクイズ等）に挑戦
⇒獲得ミッション数＋体験記を自由研究課題として夏休み終了後提出（表彰あり）

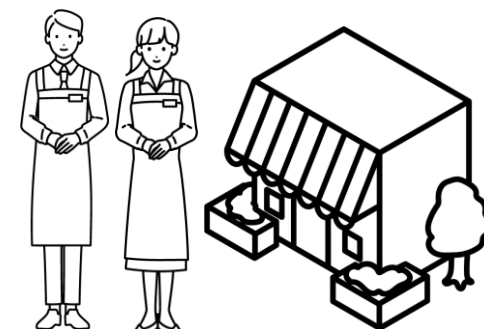


パンフレットを
全小学校を通じて配付



公共交通を利用して
移動

訪問先スポットは
県全域で約100カ所設定



(例)



県民視点ベネフィット

親子の触れ合い・思い出づくり
(非日常感)

まちの魅力再発見
こどもの探求心を刺激

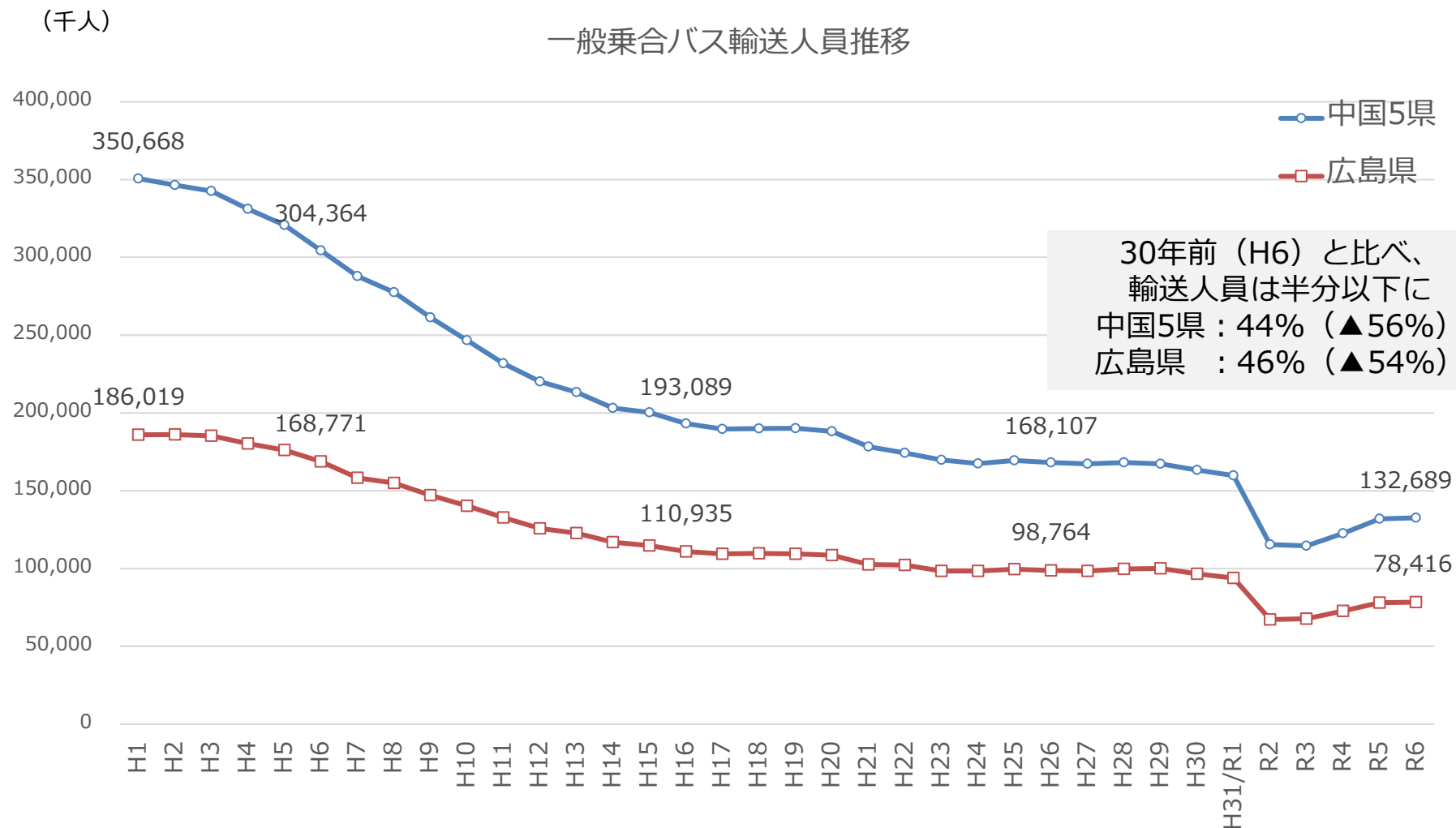
こどもの社会体験・
経験蓄積

路線バスにおける小児運賃（特別割引）の案

バスに慣れ親しんでもらうと同時に、社会教育（バスの調べ方・乗り方・払い方）も兼ねて実施

名称（仮）	2026夏休み小学生バス優待
期間	令和8年7月18日（土）～8月31日（月）
対象者	小学生（親子同伴での利用のほか、小学生単独での利用も可）
実施形態	都度払い型割引優待
優待内容及び適用方法	降車時に運転手へ優待券を提示することにより、 利用区間に関わらず、小学生1人・1乗車あたり50円 とする 県内全小学校経由で配付する自由研究パンフレットの一部を切り取り優待券として提示
実施エリア	県内全域
対象路線	バス事業者及び県内市町等運行に携わる当事者の協力を得られたバス路線
対象外路線	・高速バス、空港バス路線 ・花火大会等の催事輸送（詳細調整中） ・県域をまたぐ一般バス路線 ・期間中、運休を予定している一般バス路線 ・上記のほか運行主体の判断により実施を見送る一般バス路線
運賃精算	なし（各社が収受した運賃を取りきり）
県からの取組実施に係る正規運賃との差額補填	なし

(参考) 一般バス（路線バス）の輸送人員推移



実施スケジュール

時期	令和8年度						
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
利用目的創出 夏休み小学生自由研究 乗りエンターリング	パンフレットデザイン・制作	印刷・各小学校へ配送	仕分け・各小学校を通じて配付	企画実施	提出受付・審査	結果発表・表彰	
利用しやすい環境整備 2026夏休み 小学生バス優待 (小児運賃特別割引) ※協議運賃の場合の スケジュールを記載 ※上限認可運賃(実施運賃) の場合は、運輸支局への 届出のみ	取組検討・対象路線集約	県民・利用者の意見反映	運賃協議会の協議	割引実施			

令和8年夏休み小学生運賃50円 実施予定（広島県西部エリア） ※調整中					
番号 ▼	一般バス（路線バス）を運行 する事業者（運行主体） ▼	関係市町（運行エリア） ▼	取組実施予定 ▼	広島市内均一 運賃エリア ▼	コミュニティバスなど 全部または一部を均一運賃としている 路線 ▼
1	広島電鉄(株)	広島市、廿日市市、呉市、東広島市、安芸高田市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	全線（一部路線調整中）	○	つばきバス（府中町）
2	広島バス(株)	広島市、府中町	全線	○	
3	広島交通(株)	広島市、北広島町	全線（実証運行を除く）	○	
4	広交観光(株)	広島市	全線		
5	JRバス中国(株)	広島市、呉市、東広島市	全線	○	のんバス（西条市街地循環バス）
6	エイチ・ディー西広島(株)	広島市	全線	○	
7	(株)フォーブル	広島市	全線		
8	芸陽バス(株)	広島市、東広島市、竹原市、府中町、海田町、熊野町、坂町	一部路線 （調整中）	○	のんバス（西条市街地循環バス）、 ふれあいバス（海田町町内循環コミュニ ティバス）
9	備北交通(株)	広島市、安芸高田市	全線		
10	さんようバス(株)	大崎上島町	全線		
11	瀬戸内産交(株)	呉市	全線		沖友線の一部（呉市）、呉市生活バス
12	江田島バス(株)	江田島市	全線		
13	廿日市交通(株)	廿日市市	全線		廿日市さくらバス
14	(株)ささき観光	広島市、廿日市市	全線		おおのハートバス
15	佐伯交通(有)	廿日市市	全線		佐伯さくらバス
16	(有)津田交通	廿日市市	全線		佐伯さくらバス、吉和さくらバス
17	(有)大竹交通	大竹市	一部路線		こいこいバス（大竹市街地循環バス）
18	(有)大竹タクシー	大竹市	全線（県をまたぐ路線を除く）		こいこいバス（大竹市街地循環バス）
19	(有)倉橋交通	呉市	全線		呉市生活バス
20	富士交通(株)	呉市	全線		呉市生活バス
21	(有)なべタクシー	呉市	全線		呉市生活バス
22	朝日交通(株)	広島市、呉市、熊野町	全線		呉市生活バス、阿戸線（広島市・熊野町）
23	(有)東和交通	呉市	全線		呉市生活バス
24	呉交通(株)	呉市	全線		呉市生活バス
25	(有)野呂山タクシー	呉市	全線		呉市生活バス
26	坂町	坂町	全線		坂町循環バス
27	加計交通(株)	安芸太田町	全線		病院線、加計高速線（安芸太田町）
28	三段峡交通(株)	安芸太田町	全線		坂原線（安芸太田町）
29	(有)八重タクシー	北広島町	全線		畑壬生線（北広島町）
30	(有)豊平交通	北広島町	全線		豊平千代田線（北広島町）
31	(有)大朝交通	北広島町	全線		大朝千代田線、美和線（北広島町）
32	(有)総合企画コーポレーション	広島市、安芸太田町、北広島町	全線（県をまたぐ路線を除く）		芸北あき亀山線（広島市・北広島町）、 加計戸河内線（安芸太田町）、 八幡線・オ乙線等（北広島町）

令和8年夏休み小学生運賃50円 実施予定（広島県東部・北部エリア） ※調整中				
番号	一般バス（路線バス）を運行する事業者（運行主体）	関係市町（運行エリア）	取組実施予定	コミュニティバスなど 全部または一部を均一運賃としている路線
1	(株)中国バス	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町、三次市、庄原市	全線	府中市街地循環バス（ぐるっとバス）、土生栗柄線、南宮台団地線（府中市）
2	鞆鉄道(株)	三原市、尾道市、福山市	一部路線（調整中）	
3	本四バス開発(株)	尾道市	全線	
4	おのみちバス(株)	三原市、尾道市、福山市	全線	
5	芸陽バス(株)	三原市、世羅町	全線（一部路線調整中）	
6	因の島バス(株)	尾道市	全線	
7	(株)井笠バスカンパニー福山	福山市	全線（県をまたぐ路線を除く）	
8	北辰バス	福山市	全線（県をまたぐ路線を除く）	
9	備北交通(株)	三次市、庄原市	一部路線（県をまたぐ路線を除く）	

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項にかかげる
協議が調っていることの証明書

令和8年6月8日付けで、下記事項に関する府中町公共交通協議会バス分科会（運賃協議会）の協議が調ったことを証明する。

記

【協議事項】

府中町つばきバスについて、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃変更届出書に関する
と

1. 協議が調っている路線又は営業区域
別紙のとおり
2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間
別紙のとおり
3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付する場合には、その条件
該当なし

〈根拠規定〉

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項

令和8年6月8日

府中町公共交通協議会
会長 大東 延幸

以上

府中町公共交通協議会バス分科会設置規程

(設置)

第1条 この規程は、府中町公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第9条第1項の規定に基づく府中町公共交通協議会（以下「協議会」という。）の分科会として、バス分科会（以下「分科会」という。）を設置することに関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 分科会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の調査、検討に関すること。
- (2) その他分科会が必要と認める事務。

(組織)

第3条 分科会を組織する委員（以下「分科会員」）は、協議会の委員の中から、協議会の会長が指名する。

(任期)

第4条 分科会員の任期は、協議会の委員の在任期間とする。ただし、補欠分科会員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 分科会員は再任することができる。

(分科会長)

第5条 分科会に分科会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 分科会長が欠けたとき又は分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、分科会員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した分科会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 分科会員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ分科会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該分科会員の出席とみなす。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、会議の決定により公開しないことができる。

(1) 府中町情報公開条例（昭和58年条例第10号）第5条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して審議するとき。

(2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

（意見の聴取）

第 7 条 分科会長は、必要があると認める場合は、会議に分科会員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

（協議結果の報告）

第 8 条 分科会長は分科会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

（庶務）

第 9 条 分科会の庶務は、府中町建設部都市整備課において処理する。

（その他）

第 10 条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、分科会長が会議に諮り定める。

附 則

1 この規程は、令和元年 11 月 28 日から施行する。